## 大和都市計画地区計画の決定(大和郡山市決定)

都市計画 郡山下ツ道ジャンクション地区地区計画を次のように決定する。

		郡山下ツ道ジャンクション地区地区計画	
位	置	大和郡山市横田町、伊豆七条町の一部	
区	域	計画図(別紙)	
面	積	約5.8ヘクタール	
地区の目標		本地区は大和郡山市の中心市街地より南東約4.0キロメートルに位置する市街化調整区域にあります。 また、奈良県の南北軸としての骨格をなす幹線道路である国道24号と奈良県を東西に横断する西名阪自動車道の郡山インターチェンジに隣接する位置にあり、建設中の京奈和自動車道の郡山下ツ道ジャンクションにより相互接続がなされた交通の要衝となる地区です。 「大和郡山市都市計画マスタープラン」では、「インターチェンジ周辺において重点的に産業の立地誘導を図るゾーン」に位置づけており、地区計画による適正な土地利用の誘導により、新たな産業施設の誘致を促進するとともに、交通利便性を活かした地域経済の基盤強化と新たな雇用の創出による地域の活性化を図り、周辺の既存集落と農地との調和に配慮しつつにぎわいのある地区の形成を目指します。	
区域の整備・開発	土地利用の 方針	国道24号、西名阪自動車道そして建設中の京奈和自動車道の 利便性を活かした産業施設等の立地誘導を図り、周辺の既存集 落と農地との調和に配慮しつつ、地域の活性化に寄与する工業 地の形成を図る。	
開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	上記方針に基づいた適正な土地利用を図るために、建築物等の 用途の制限、建築物の高さの制限、建築物の容積率及び建ペい 率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の 位置の制限、敷地周辺の緑化、建築物等の形態又は意匠の制限 等を定める。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築することができない。 1. 工場(建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものは除く。) 2. 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(建築基準法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。この場合においては、建築基準法施行令第130条の9の表(三)の項中「5A」とあるのは、「200A」と読み替えるものとする。) 3. 倉庫 4. 店舗(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除く。)、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 5. 路線バスの停留所の上家、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物	
		建築物等の高さの制限	<ul> <li>6. 前各号の建築物に附属するもの</li> <li>1. 建築物の高さの最高限度は15メートルとする。</li> <li>2. 前号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</li> <li>3. 市長が周囲の景観上支障がないと認め、大和郡山市都市計画審議会の了承を得た場合は、第1号の制限を超えることができる。</li> </ul>	
		容積率の最 高限度	10分の20	
		建ペい率の 最高限度	10分の6	
		建築物の敷 地面積の最 低限度	1,000平方メートル ただし、次に該当する場合は、この限りではない。 (1)路線バスの停留所の上家、公衆便所、巡査派出所その他これ らに類する公益上必要な建築物	
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2.0メートル以上	

地区整備計画	建築物等に関する事項	形態又は意匠の制限	<ol> <li>建築物の形態及び色彩等の意匠は、次の各号に適合するものとすること。</li> <li>良好な周辺景観との調和に配慮した全体としてバランスの取れた形態及び意匠とすること。</li> <li>道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>点滅する光源の設置は、原則として避けること。</li> <li>建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩については、原則として奈良県景観計画における色彩基準(適用区分:自然系地域)に適合するものであること。</li> <li>反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。</li> <li>設置することができる屋外広告物は美観風致を害さないものとし、ネオン管及び電光掲示板は使用しないこと。</li> </ol>		
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する側に設置する場合は、生け垣または、生け垣と併設される透視可能なネット、鉄柵又はフェンスを基本とする。ただし、道路境界との間に50センチメートル以上の植栽帯を設け、その後に設置する場合はこの限りではない。		
	土地の利用に関する事項		雨水流出抑制のため の浸透施設及び貯留 施設の設置	大和川流域総合治水対策協議会の定める、大和川流域調整池技術基準、大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針に基づき関係機関と協議のうえ、雨水流出抑制施設を設置すること。	
			行為地が道路に面する部分は、出入り口、門、塀等を設置する部分を除き原則として樹木等により緑化すること。また、樹木等による緑化については、住宅地、農地に配慮した配置とし、かつ、行為地内の緑化面積は敷地面積の3%以上とすること。緑化にあたっては郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し周辺景観との調和を図ること。		



